考

第5期北海道障がい福祉計画について

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の 充 実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第4期障がい者就労支援 なお、北海道障がい者条例第29条に基づき策定する「第4期障がい者就労支援 推進計画」及び児童福祉法第33条の22に基づく「第1期障がい児福祉計画」については、本計画へ統合することにより、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。

(2) 計画期間及び内容

計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第5期計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第4期計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、3年間のサービス量の見込み等について定めるものとします。

市町村は、利用者のニーズ、利用の伸び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。

2 計画の位置付け

この計画は、長期的展望にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画」(平成28年度~平成37年度)の「生活・安心(いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす)」の障がい施策分野における個別計画で、障害者基本法に基づき策定している「北海道障がい者基本計画」(平成25年度~平成34年度)の実施計画として位置付けることとしています。

なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。

第6期北海道障がい福祉計画について

1 計画策定の目的等

(1) 計画の目的

障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービ では、 では にもじょうせいかっおよ しゃかいせいかっ そうごうてき しょん スの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 施策を講ずることとされています。

また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援のため、なまりがいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られたところです。

道においては、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22に基づき、市町村が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、答情町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉十一ビス等の提供体制の確保その他これら法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを自指すこととします。

なお、北海道障がい者を例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援 なお、北海道障がい者を例第29条に基づき策定する「第5期障がい者就労支援 推進計画」なび児童福祉法第33条の22に基づく「第2期障がい児福祉計画」については、本計画に包含しており、乳幼児期、学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクル全体を通じ、障がいのある方に対し一貫した支援の推進を図ります。

(2) 計画期間及び内容

計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第6期計画は、3年を1期として作成し3年ごとに見直すこととされており、第6期計画は、今和3年度から今和5年度までの3年間を計画期間として本年度中に作成するものであり、第5期計画の実施状況や地域におけるニーズ等を踏まえ、3年間のサービス量の見込み等について定めるものとします。

市町村は、利用者のニーズ、利用の値び等を勘案して、今後必要とするサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。道は、市町村の数値を集計したものを基本として、全道のサービス量を見込み、その確保のための方策を定める。

2 計画の位置付け

この計画は、長期的展望にたった北海道づくりの基本的方向を定める「北海道総合計画」(平成28年度~令和7年度)の「生活・安心(いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす)」の 筒 がい施策分野における個別計画で、管害者基本法に基づき策定している「北海道障がい者基本計画」(平成25年度~令和4年度)の実施計画として位置付けることとしています。

なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。

※国の指針に基づき修正

※国の指針に基づき修正

考

第5期北海道障がい福祉計画について

※障害保健福祉圏域の設定

だい きけいかく どうよう ほんどう けんいき せってい 第4期計画と同様に、本道を21圏域として設定します。

図1 【計画の位置付け】

(略)

- 3 計画の策定体制等
 - (1) 計画の策定体制
 - ア審議会等における協議

計画の策定に係る総括的な協議は、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がいた。とようだいによるというでは、 をしまくすいしなしなぎかい 者施策推進審議会」において協議します。

なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、「北海道自立 はかいどうしょう 支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて協議します。

かんけいぶきょく イ 関係部局との協議

(2) 市町村との連携

21の障害保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協策かい において、市町村の計画との調整を図るため、道及び市町村間で意見交換を行います。

(3) 道民等の意見反映

関係団体との意見交換を行うほか、道民の意見を計画に反映させるため、道内かくちいま 各地域でタウンミーティングを開催するとともに、広く道民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施します。

4 計画策定のポイント

計画は、国の基本指針に則して策定することとされており、本年3月に国から示された 意味がした。 基本指針に別して策定することとされており、本年3月に国から示された 意味がした。 基本指針は、乳幼児から学齢期、さらには卒業後の就労に至る成人期までの生活環境が で化する節目においても、切れ目の無い支援体制の構築が求められており、障がいのある で変化する節目においても、切れ目の無い支援体制の構築が求められており、障がいのある で変化する節目においても、切れ目の無い支援体制の構築が求められており、障がいのある で変化する節目においても、切れ目の無い支援体制の構築が求められており、障がいのある で変化する節目においても、がないできまいた。 で変化する節目においても、切れ目の無い支援体制の構築が求められており、障がいのある で変化する節目においても、がないできまいた。 で変化する節目においても、がないできまいた。 で変化する節目においても、切れ目の無い支援体制の構築が求められており、障がいのある で変化する節目においても、がないできまいた。 である。 である。 である。 では、またいでは、またいでは、またいでは、またいできまいた。 はからの支援や就労支援を含め一体的な推進を図るため、「第4期障がい者就労支援 推進計画」及び「第1期障がい児福祉計画」を包含し一体的に策定することとします。

なお、成果目標については、国の基本指針及び第4期計画の実績等を踏まえた上で設定します。

第6期北海道障がい福祉計画について

※障害保健福祉圏域の設定

第5期計画と同様に、本道を21圏域として設定します。

(略)

- 3 計画の策定体制等
- (1) 計画の策定体制
- ア審議会等における協議

計画の策定に係る総括的な協議は、障害者基本法に基づき設置する「北海道障がいた。 をしている。 は、対しては、またがしたしたであり、 者施策推進審議会」において協議します。

なお、道内の相談支援や就労支援などの各個別検討事項については、「北海道自立 はなきょうぎかい ほっかいどうしょう 支援協議会」や「北海道障がい者就労支援推進委員会」などにおいて協議します。

イ 関係部局との協議

北海道障がい者条例に基づき庁内に設置した「北海道障がい者が暮らしやすい ***
地域づくり推進本部幹事会」を活用し協議します。

(2) 市町村との連携

21の障害保健福祉圏域ごとに設置している「障がい福祉計画等圏域連絡協 きょうきないで、市町村の計画との調整を図るため、道及び市町村間で意見交換を行います。

(3) 道民等の意見反映

各当事者の方や道民の意見を計画に反映させるため、関係団体等を通じてアンケー ちょうき じっし ト調査を実施するとともに、広く道民の意見を聴くため、パブリックコメントを実施 します。

4 計画策定のポイント

なお、成果目標については、国の基本指針及び第5期計画の実績等を踏まえた上で設定します。

※新型コロナウイルス感染症対策として、道民の意見聴取方法を変更。

※国の指針に基づき修正

	第5期北海道障がい福祉計画について		第6期北海道障がい福祉計画について	備考
(参考:第5期北海道	によう まくしけいかく きだ せいかもくひょう 障がい福祉計画に定める成果目標)	(参考:国指針に定め	#いかもくひょう る成果目標)	
	平成32年度目標に対する道計画の考え方	区分	れいわ ねんどもくひょう たい くにししん かんが かた 令和5年度目標に対する国指針の考え方	
なくししせつ にゅうしょしゃ 福祉施設の入所者の	de la destructura de la	なくししせっ にゅうしょしゃ 福祉施設の入所者の	れいわがんねんとまっじてん。しせっにゅうしょすう 令和元年度末時点の施設入所数の6%以上の者が令和5年度末まで	※国の指針に基づき修正
地域生活への移行	地域生活へ移行することを基本とする。	地域生活への移行	ちいきせいかつ いこう に地域生活へ移行することを基本とする。	
	平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。		や	
精神障がい者にも	35 36 3 30 3	精神障がい者にも		
対応した地域包括ケ	を設置することを基本とする。	対応した地域包括ケ		メに ※国の指針においては、協議の場を設置
アシステムの構築		アシステムの構築	令和5年度における精神病 床からの退院後1年以内の地域における 世いかっにっすう へいきん 生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。	することを基本とする考え方は削除さ
	へいせい ねん どまつ せいしんびょうしょう さいいじょうおよ さいみまん にゅういん 平成32年度末の精神病 床 における65歳以上及び65歳未満の入院		生活日級の平均を3 1 6 日以上とすることを基本とする。	れたものの、北海道においては、継続し
	平成32年度末の精神病 床 におりるりる成以上及いりる成本値の人 院 こいちねんいじょう ちょうきにゅういんかんじゃすう きほん 後一年以上の長期入 院患者数とすることを基本とする。		下型 3 年度末の相種 柄 床 におりる 6 3 歳以上及 0 6 3 歳未禰の にゅういんごいちねんいじょう ちょうきにゅういんかんじゃすう もくひょうち せってい きほん 入院後一年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本	て目標を定める。
	マグエッス別への心自然とすることを発しする。		とする。	
	平成32年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にすること		かいわれたと 令和5年度における、入院後3ヶ月時点の退院率を69%以上にするこ	
	で入院後6ヶ月時点の退院率を84%以上、入院後一年時点の退院率を		とや入院後6ヶ月時点の退院率を86%以上、入院後一年時点の退院率	
たいキャルかつし ラムキャアム	90%以上とすることを基本とする。	ち いきせいかつ し えんきょてんとう	を92%以上とすることを基本とする。 れいわ ねんど かくしちょうそんまた かくけんいき すく ひと いじょう ちいき	
ちいきせいかつしぇんきょてん 地域生活支援拠点 の		地域生活支援拠点等	れいわれんど 令和5年度までに、8市町村又は各圏域に少なくとも一つ以上の地域 世がかった。人意はてんとうかくほうかくほう。からは、またりでは、10世のでは、人意はてんとうかくほう。からは、またりでは、10世のでは、人意はてんとうが、10世のでは、1	
整備	とを基本とする。	が有する機能の充実	生活文援拠点等を確保しつつ、機能允美のため、年1回以上連用状況 はんしょうおよ けんとう を検証及び検討することを基本とする。	
	なくししせつ りょうしゃ しゅうろういこう しえんじぎょうとう つう へいせい ねんど ちゅう 福祉施設の利用者のうち、就 労移行支援事業等を通じて、平成32年度 中	るくししせっ いっぱんしゅう 福祉施設から一般 就	なくししせつ りょうしゃ しゅうろういこうしえんじぎょうとう つう れいわ ねんど 福祉施設の利用者のうち、就 労移行支援事業等を通じて、令和5年度	
福祉施設 // 16 放 机	個性	ろう いこう 労への移行	ちゅういっぱんしゅうろう いこう もの れいわがんねんど いっぱんしゅうろう いこうじっせき 中一般就労に移行する者を、令和元年度の一般就労への移行実績の	
	信以上とすることを基本とする。		1. 27倍以上 とすることを基本とする。	
	まずるういこうしえんじぎょう りょうしゃすう へいせい ねんどちゅう へいせい ねんど おりいじょう 就 労移行支援事業の利用者数を平成32年度中に平成28年度の 2割以上と			
	することを基本とする。		以上とすることを基本とする。	
	しゅうろういこうしえんじぎょうしょ しゅうろういこうりつ わりいじょう じぎょうしょ ぜんたい 就 労移行支援事業所のうち就 労移行率が 3割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。		はいじょう あ ざ 概 ね 1. 26倍以上を目指す。	
	はかうろうていちゃくしえんじぎょう しえん かいし じてん いちねんご しょくば 就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場		就労継続支援B型事業は、令和元年度の一般就労への移行実績の	
	でいきゃくりつ わりいじょう 定着率を8割以上とすることを基本とする。		概ね1.23倍以上を目指す。	
			令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行す もの しゅうろうていちゃくしえんじぎょう りょう	
			もの	
			就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、 はかうろうていちゃくりつ たりいじょう しぎょうしょ ぜんたい たりいじょう ままん ままん 労 定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本と	
10 1 2			成 力 足 有 平 か 6 前 以上 の 手来 別 を 主体 の 7 前 以上 こ 9 ることを 塞本 こ する。	
障がい児支援の提	マいせい ねんどまつ かくしちょうそんまた かくけんいき かしょいじょう じどうはったつし えん 平成32年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援セ せっち きほん かくしちょうそんまた かくけんいき せっち じどうはったつ	障がい児支援の提	れいわ ねんどまつ がくじらょうそんまた がくけんいぎ かしょいじょう じょうはったっしょん 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域1箇所以上の児童発達支援	
供体制の整備	ンターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童発達 しょな たいまい こうさく	世体制の整備	センターの設置を基本とする。また、各市町村又は各圏域に設置した児童	
	支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを基本とする。		はったっしぇん 発達支援センターが保育所等訪問を支援できる体制を構築することを まほん	
			基本とする。	
			令和5年度末までに、都道府県において、難聴児支援のための中核的 機能を有する体制を確保することを基本とする。	
]		機能を有りる体制を確保することを基本とする。 れいわれたとまっ がくしちょうそんまた かくけんいき おも じゅうしょうしんしんしょう じ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に主に重症心身障がい児	
			しまん じどうはったっしょんじぎょうしょおよ ほうかごとう じょうしょ じょうしょ を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヵ	
			所以上確保することを基本とする。	

考

第5期北海道障がい福祉計画について 第6期北海道障がい福祉計画について マルせい ねんどまつ かくしちょうそんまた かくけんいき おも じゅうしょうしんしんしょう じ 平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に主に 重 症 小身 障がい児を 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、今和5年度末までに てえん しどうはったつしぇんじぎょうしょおよ ほうかことう 支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 ヵ 所 以上確保することを基本とする。 きょうぎ ば もう 協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター を配置することを基本とする。 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに しちょうそんまた けんいき そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうか む とりくみ 市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の 相談支援体制の充 かくとどうをけん かくけんいき かくしちょうそん かんけいきかんとう れんけい はか 各都道府県、各圏域、各市町村において、関係機関等が連携を図るための じつ きょうかとう 実・ 強 化等 実施体制を確保することを基本とする。 協議の場を設けることを基本とする。

- 5 計画推進のための基本的事項
- (1) 目指す方向
- 道では、これまで、施設からの退所が可能な方々の地域生活への移行や、精神障がいのある人の退院を促進するとともに、サービス基盤の地域間格差を縮いしながら、障がいのある人の一工を踏まえた支援体制やサービス基盤、就労の場、地域生活支援地点などの整備に努めてきているほか、「北海道障がいきようながない。を表して、大い、北海道障がいきなどの整備に努めてきているほか、「北海道障がいきなどの整備に努めてきているほか、「北海道障がいきなどの整備に努めてきているほか、「北海道障がいきなどの整備に努めてきているほか、「北海道障がいきなどの整備に努めてきているほか、「北海道障がいきなどの整備に対したが、東日本大震災の発達の遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制の整備、東日本大震災の体験を生かした災害に備えた地域づくりを進めてきたところです。
- 第5期計画においては、これらのほか、地域における生活の維持及び継続の推進、就労 できなく かいままん さいままん 地域 共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域 包括ケアシステムの構築、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい 者支援の一層の充実を進め、障がいのある子どもや障がいのある人が家族と安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。
- (2) 推進のための基本的な考え方
- ① 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても参んして地域で暮らすことができる社会づくりを自指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

② 権利擁護の推進

- 5 計画推進のための基本的事項
- (1) 目指す方向

障がい福祉サービス

等の質の向上

継続することを基本とする。

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援す業者等に対 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援す業者等に対 する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を

- 第6期計画においては、これらのほか、「北海道意思疎通支援条例・手話言語条例」に基づく施策の推進、障がい者の社会参加を支援する取組や、胆振東部地震等の体験を生かした災害対策を図り、希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを削指します。
- (2) 推進のための基本的な考え方
- ① 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても数心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取組を進めます。

けんりようご すいしんの 焼利嬢灌の推進

まっかいどうしょう しゃじょうれい しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうおよ しょうがいしゃきべっかいしょうほう そく 北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待きべっ かいしょう とり く やきの 解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。

第5期北海道障がい福祉計画について

③ 地域生活支援体制の充実

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した 支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の 高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続 できる体制整備を促進します。

④ 意思疎通支援・情報提供の充実

でいきょうきばん せいひん サービス 提 供 其般の整備

たりょうそん じぎょうしょ じょげんなど おこな けんいき でいびりょう ちょうせい 市町村や事業所への助言等を 行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、 ちいきかん きんこう はいりょ けいかくてき きばんせいび おこな ちいきかんかくさ しゅくしょう つと 地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を 行い、地域間格差の縮小に努める。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある
ひとしえん
人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携
した共生型事業等の取組を推進します。

(6) 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会へのをかか、包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

⑦ 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援

発達障がい者への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。

(8) 精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることがでるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

第6期北海道障がい福祉計画について

地域生活支援体制の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道というがいたが、できないが、はかいで関係を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道というないで、できないというないで、できないというないで、できないというないで、できないというないで、できないとなってはいかってもいっというないである人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めます。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、老齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

④ 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

(5) サービス提供基盤の整備

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、
ちいきかん きんこう はいりょ けいかくてき きばんせいび おこな ちいきかんかくさ しゅくしょう っと 地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より多近な地域で障がいのある
たとえるというないでは、からは、からは、からないである。
したえどである。
では、こうかいまします。
したまなど、こうかいまします。
したまなど、こうかいまします。

⑥ 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子ども、さらには在宅で医療的ケアを必要とする子どもなどに対するサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ります。

⑦ 発達障がい者や医療を必要とする人等への支援 はったつしょう しゃ しえん すいしん いりょう ひとなど しえん すいしん いりょう ひとなど ひと にちじょうせいかつ 発達障がい者への支援の推進や医療を必要とする人の日常生活のみならず、緊急時

における医療の確保など、障がいの特性等に合わせた支援体制の充実を図ります。

8 精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることがでるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

※国の指針に基づき文言整理

考

じょうれい しゅし そく しゅうせい ※条例の趣旨に即して修正

第5期北海道障がい福祉計画について

障がいがあっても、いきいきと 働くことができるよう、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

(1) 人材の養成・確保及びサービスの質の向上

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援事削貨やサービス管理責任者等の養散を行うとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、研修などを通じ障害福祉サービス を受び通所支援等のサービスの質の向上を図ります。

① 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の あんぜんかくほ すいしん 安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進します。

6 計画の推進管理

世いかもくひょう たっせいじょうきょう しちょうそんけいかく しんちょくじょうきょう ていまてき はあく 成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析、評価を踏まえ、課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。

だ 第	い ま ほっかいどうしょう ふくしけいかくさくてい 55期 北海道障がい福祉計画策定スケジュール
ッ 9 月	○タウンミーティング
10月	は、
12月	けいかく そぁん ぎかいほうこく ○計画(素素)~議会報告
	・また。 たい ○素案に対するパブリックコメント
2月	は、
	ばいかく あん ぎかいほうこく ○計画 (案) ~議会報告
がっ 3月	けいかくさくてい

第6期北海道障がい福祉計画について

⑨ 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、企業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

たよう じんざい かくほ ようせいおよ しっ こうじょう 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上

サービスの利用箱談や計画繁定を超う箱談支援専門賞やサービス管理責任者等の養散を指するとともにサービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、<mark>現場のニーズに即した</mark>研修などを できょうがいなく しょうがいなく しょうがいなく しょうがいなく しょうがいなく しょうがいなく しょうだい まない こう こうじょう はか ります。

(f) 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の
あんぜんかくほういしん
安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進します。

6 計画の推進管理

成果目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、 その分析、評価を踏まえ、課題等がある場合は、計画の見直しなど必要な措置を行います。

	だい ま ほっかいどうしょう ふくしけいがくさくてい 第6期 北海道障がい福祉計画策定スケジュール
9月	かんけいだんたいなど つう ○関係団体等を通じてアンケート調査 (当事者の意見聴取)
10月	ほっかいどうしょう しゃ しきくすいしんしんぎかい ○北海道障がい者施策推進審議会
11月	けいかく そぁん ぎゅいほうこく ○計画(素案)~議会報告
12月	○素案に対するパブリックコメント
1 月	は、
2 月	けいかく あん ぎかいほうこく ○計画 (案) ~議会報告
3月	けいかくさくてい

※2021.4までには障害者の法定雇用率は 2.3%に引き上げられる予定であることから、更なる民間企業の取組の促進と、その支援について推進することと

※人材不足や多様なニーズに対応する ため、文言を修正

し、修正